

1 運営方針策定の趣旨

この運営方針は、山陽小野田市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的に策定します。

2 設置主体

センターの設置主体は山陽小野田市（以下「市」という。）とします。

3 センターの目的

センターは、地域の高齢者等心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設として市が設置します（介護保険法第115条の46第1項）。

市はセンターの設置目的を達成するため体制整備に努め、その運営については適切に関与する必要があります。

具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組方針について、市の施策とセンターが共通認識の下、協働して適正な運営に努める必要があります。

センターは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進を図ることを目的とします。また、「地域共生社会」の実現に向けて、複合的な課題を抱える個人・家族に対し総合的な支援ができるよう世帯全体に着目し、課題の把握を行い、必要に応じて関係機関との連携に努めるよう取り組んでいきます。

4 センターの運営上の基本的考え方

(1) 公益性の視点

センターは、各種基準を遵守するとともに、介護保険をはじめとする市の介護・福祉行政を担う機関として、公正で中立性の高い事業運営に努めます。

(2) 地域性の視点

センターは、地域において、包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核的な機関であることに鑑み、地域の特性や実情を踏まえた事業運営を行います。

また、地域包括支援センター運営協議会など様々な機会を通じて地域のサービス利用者、事業者、関係団体、市民等から幅広い意見を伺い、センターの運営に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組みます。

(3) 協働性の視点

センターの職員は、業務の基本的な考え方を理解した上で、常に相互に情報を共有し、協議して業務の遂行に当たります。

また、地域の医療・介護の専門職や地域における関係者等と連携を図ります。

(4) 評価の実施

センターの運営に当たっては、センター自らがその取組について定期的な点検や評価を行うとともに、これを踏まえた事業の質の向上に努めます。

(5) 情報の公表

センターは、地域の身近な相談機関として広く周知する必要があることから、事業内容等の情報を公表するよう努めます。

(6) 職員の資質の向上およびハラスメントの防止

センター職員の資質向上に向けた研修会を計画的に開催し、外部研修等についても積極的に参加するよう促します。また市職員におけるパワーハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、職場内でのパワーハラスメントの防止に努めます。

5 業務推進の指針

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

地域の高齢者が、どのような支援が必要か把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

②権利擁護業務

高齢者虐待の対応にあたっては、山陽小野田市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、コアメンバー会議にて情報の整理、虐待の有無や緊急性の判断、対応方針の決定など迅速かつ適切に対応できるように取り組みます。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者一人ひとりの状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように地域の基盤を整え、るとともに、個々の介護支援専門員をサポートするなどの方法でケアマネジメントを支援します。

④在宅医療・介護連携推進事業

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、現状の分析、課題の抽出、対応策の検討を関係機関と連携しながら行います。

⑤生活支援体制整備事業

地域における多様な日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進を一体的に図るために、情報の共有や連携を図る協議体や、生活支援等サービス提供体制の構築に向けたコーディネートやネットワーク構築の機能を持つ生活支援コーディネーターとの連携をとおして、支え合いの地域づくりを目指します。

⑥認知症総合支援事業

認知症への理解を促進し、認知症の人やその家族の視点を大切にしながら、認知症の方の本人発信支援や社会参加を促進し、認知症になっても希望をもって過ごすことができる地域を目指します。

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築事業

包括的支援事業を効果的に実施するため、また、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやインフォーマルサポート（家族、地域

住民、ボランティアなどの非公式な援助)などのさまざまな社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行うため、関係者と連携します。こうした連携体制を支える共通基盤として多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を推進します。

(3) 地域ケア会議の実施

ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域での生活続けることができるよう地域全体で支援していくことを目的に、多職種で構成される地域ケア会議を開催するとともに、個別ケースにおいて抽出された地域課題を地域づくりや政策形成へ結び付けていくよう進めていきます。

(4) 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、指定介護予防支援を行います。

(5) その他

①第1号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる要支援者等に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

②一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って

生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進します。また、これらの取組が認知機能低下の予防につながる可能性も高いことから、認知症の発症予防の観点も踏まえ推進します。

③任意事業

介護給付等費用適正化事業その他介護保険事業の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援を行うための必要な事業を実施します。